

東京海洋大学 研究データ管理・利活用ポリシー

令和6年12月3日
教育研究評議会決定

東京海洋大学（以下「本学」という。）は、海洋を巡る学問及び科学技術に係わる基礎的・応用的教育研究を行うとともに、国内唯一の海洋系大学として、海洋分野を担う人材を養成し、人類社会の持続的発展に資することを理念として掲げている。

そこで、本学は研究データの適切な管理、保存及び利活用を推進することを目的とし、研究データ管理・利活用ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

（定義）

1. 本ポリシーにおける研究データとは、本学研究者（以下「研究者」という。）によって、研究活動の過程で収集又は生成された情報をいう。

（原則）

2. 研究データを収集又は生成した研究者は、当該研究データを管理及び保存し、アクセスする権利を有する。

（管理及び保存）

3. 研究者は研究データの価値を守るため、研究分野の特性等を考慮し、関係諸法令、規則及び契約等を遵守して、研究データを適切に管理及び保存する。

（利活用）

4. 研究者は研究データの価値を向上させるため、研究分野の特性を考慮し、関係諸法令、規則及び契約等を遵守して、研究データの利活用を推進し、可能な場合は研究データを公開する。

（管理、保存及び利活用の支援）

5. 本学は、研究者が行う研究データの管理、保存及び利活用を推進するための環境を整え、支援する。

（その他）

6. 本ポリシーで定める研究データの管理、保存及び利活用を推進するための方針の詳細や手順、規則等は、必要に応じて定める。